第６章　ケーススタディ

**２　教師や保護者の介入を拒む生徒への対応**

**１　概要**

　　高校１年の男子生徒Ａは、同じ学級の男子生徒Ｂたちからあだ名で呼ばれたり、からかわれたりしている。周りにいる生徒たちは笑ってその様子を見たり、Ｂたちに「やりすぎじゃね」と声をかけたりしているが、Ａはたいてい笑ってやり過ごしている。その様子を見た担任はＡを呼んで面談し、いじめを受けているのではないかと尋ねたが、Ａは「大丈夫です」と答えるだけであった。

　　７月上旬に実施したいじめに関するアンケートで、Ａは特に何も記述していなかったが、同じ学級の数名の女子生徒から「Ａがいじめられているのではないか」との指摘があった。担任は改めてＡを呼んで話を聞いたが、「あだ名で呼ばれたりすることは嫌ではないと言えば嘘になるけど、先生が間に入ってもむしろひどくなるだけ。親にも伝えないでください。とにかく何もしないでもらいたい」と強く主張した。

　　７月中旬の保護者懇談会時に、担任が上記の内容をＡの保護者に伝えたところ、初めてその事実を知ったＡの保護者は学校が何も対応していなかったことに強い不信感を募らせた。

**２　グループワーク**

1. 活動の流れ

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 活動の内容 | 留意点 |
| 導入 | 〇アイスブレーキング  〇本研修の活動の流れの説明 |  |
| 展開 | 〇資料（事案の概要）を提示   |  | | --- | | 指示１：担任はどのような対応すべきだったか、グループ内で担任役と生徒役、保護者役になり演じてください。 |   ・場面ごとに、担任の対応に関する課題を明確にする。   |  | | --- | | 指示２：今後、担任はどのように対応すべきか、付箋紙に書き出し、グループの考えをまとめてください。 |   ・時系列や、被害・加害・観衆・傍観者のカテゴリー等で担任の対応をグループごとに、用紙にまとめ発表する。   |  | | --- | | 指示３：問題の解消に向けて、学校はどのように対応すべきか、グループ内で相談してください。 |   ・グループごとに方針や当面の措置等の対応策を発表する。 | ・ロールプレイを通して、担任の対応について検証してみる。  ・対応策について協議する時間を十分に確保する。  【ポイント】  いじめ対策組織の開催、対応方針   1. いじめからＡを守ること   ・まずは、Ａを「いじめから徹底的に守り通す」こと  ・Ａを「いじめの場から救い出す」こと   1. いじめからＡを孤立させないこと   ・次に、Ａが「Ｂたちとの関係性を修復させる」こと  ・Ａが「安心して学校生活を送ることができる」こと |
| 終末 | 〇活動の振り返り  　・振り返り用紙にまとめる。  〇管理職からの指導 |  |

1. 事前準備
   1. 資料、振り返りシート、付箋紙等
   2. グループワークのメンバー（司会者、記録者、発表者）の決定

**３　解説**

　〇　本事案を通して、方針の確認や当面の措置についてシミュレーションしてみることで実効性のある組織的対応の強化を図るようにしてください。

|  |
| --- |
| 【いじめ対応】   * いじめから被害生徒を守ること   まずは、生徒Ａを「いじめから徹底的に守り通す」こと  　　　　 生徒Ａを「いじめの場から救い出す」こと   * いじめから被害生徒を孤立させないこと   次に、生徒Ａが「Ｂたちとの関係性を修復させる」こと  　　　 生徒Ａが「安心して学校生活を送ることができる」こと |

　　被害生徒を守るための対応

1. 保護者対応（家庭訪問等）

・保護者に事実を伝え、状況を理解していただいたうえで、「Ａをいじめから守り通す」ことを伝え、保護者を安心させる。

1. Ａに対する支援　～居場所づくりと絆づくりの視点から～

・Ａと担任との信頼関係を回復させるために、Ａの自信につながる事実が見られた時には、機を逃さず認めるようにする。また、学級内で認められていることを実感できるようなフィードバックの場を意図的に設けることで、学級における所属感が高まることを目指す。

1. Ａに対する教職員の見守り

・管理職、生徒指導部、学年部による組織的な見守りを計画的に実施する。

1. Ａの保護者との情報連携の充実

・学校は、保護者との連絡を密にする。

1. 加害者Ｂたちに対する指導と支援

・Ｂたちの承認欲求を満たしつつ、「Ａに対する行為がいじめであり、よくないこと」　を指導し、行為の内面化を図るようにする。

　　被害生徒を孤立させないための対応

1. 方針の実現を阻む問題点の整理

＜なぜ、いじめが見過ごされたのか＞

　　　　　・学校にいじめに対する危機意識（アンケートへの対応）が欠如していたこと。

＜なぜ、Ａは教師の介入を拒むのか＞

　　　　　・加害生徒が複数であることから、担任のみの対応では改善されないと考えるから。

　　　　　・教師（担任）の介入次第で、加害生徒が被害生徒へのいじめが酷くなることが考えられるから。

　　　 ＜なぜ、Ａは保護者の介入を拒むのか＞

　　　　　・「親には心配かけたくない」「親に話すことで、自分がみじめになる」「親に相談することで、事態が悪化するかもしれない」等という思いから、保護者にいじめられていることを相談しない（むしろ隠す）傾向にあるから。

＜なぜ、Ａの保護者が不信感を募らせたのか＞

　　　　　・対応に対する保護者との合意形成が十分でなかったこと。学校がいじめの解消に向けて何を行ったのか、今後何を行うのか、保護者が理解していない事実があることから。

1. 本事案の解消と今後の適切な対応

＜再発を防ぎ、生徒Ａをいじめから守り通すために＞

　　　　　・担任が一人で抱え込まず、「組織」として対応する。いじめが疑われる行為を発見したり、いじめに関する情報提供があったりした場合には、「いじめ対策推進教員」（「学校いじめ対策組織」）に報告し、対応を協議し、役割分担をしたうえで、問題の解決に向けての対応を図るようにする。

・生徒をていねいに観察しようとする雰囲気を校内に広げ、いじめに関する情報（アンケートや生徒観察等）が教職員で共有されるようにする。

　　　　　・担任のみならず全教職員で対応することや問題解消に向けた対応策を被害生徒本人に伝え、了解を得たうえで組織的に対応する。

＜いじめの対応に対するＡの保護者からの信頼を得るために＞

　　　　　・Ａの保護者がいじめによって不安な気持ちに陥っているという心理的事実を受け止め、学校として適切な対応ができていなかったことを認める。

　　　　　・Ａの保護者に対して、対応策を丁寧に伝え、その実現に向けて適切に対応する。

|  |
| --- |
| 【いじめが起きにくい学校・学級環境】   * 「心の居場所づくり」を意識した取組を行う上での留意点   ・学校行事や生徒会活動、係活動などにおいて、生徒の自発的・自治的な活動を尊重する。     * 「絆づくり」を意識した取組を行う上での留意点   ・特別活動の指導において、自らの生活や生き方について考える機会を十分にとり、人間としての生き方についての自覚を深めさせ、集団や社会の中で自己を生かす能力を養う。    国立教育政策研究所「絆づくりと居場所づくり」平成24年３月 |

　　組織的な対応を行うための改善のポイント

1. 教職員は、いじめの定義を十分に理解し、生徒との日常的なかかわりを通して、生徒の様子の変化をきめ細かく観察する。
2. 教職員は自分が担任する学級・学年にかかわらず、生徒の様子で気になることを見聞きした場合、全ての事案について、迅速に「いじめ対策推進教員」（「学校いじめ対策組織」）に報告する。
3. 教職員から報告を受けた事案は、校長の指導の下、管理職と「いじめ対策推進教員」で協議を行い、第１次判断により組織的に対応する。
4. 「学校いじめ対策組織」が認知したいじめに対しては、対策組織が具体的な対応のあり方等について協議し、校長が決定する。教職員は、協議結果を踏まえて、組織的にいじめの解消に向けた対応を行う。

　いじめから我が子を守るための保護者の声かけ（被害保護者の被害生徒への対応）

　　「あなたのことを大切に思っているよ」「お父さん、お母さんはあなたの味方だよ」というメッセージを伝え、悩みや苦しみを共有し、子どもの心に寄り添うという姿勢が大切である。

　いじめに関与した我が子と向き合うための保護者の声かけ（加害保護者の加害生徒への対応）

子どもに対し「あなたがこれまでにどんなことをしていたとしても、あなたを見捨てることはない」「あなたが行った行為については、お父さんもお母さんもきちんと一緒に向き合う」というメッセージを伝え、子どもが安心して事実を語れる姿勢が大切である。そして、子どもが事実を語った時には、それを謙虚に受け止め、子どもと一緒に悩み考え、子どもの行為に向き合うようにすることが肝要である。

**法的根拠**

・いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

　２　いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

（いじめ防止対策推進法 第３条）

　　・いじめへの対処

　　　ア　いじめの疑いを発見し、又は通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに学校いじめ対策組織を中核として組織的に対応し、いじめを受けた児童生徒及びいじめの疑いを知らせてきた児童生徒を徹底して守り通す。

　　　イ　いじめを行った児童生徒に対しては、毅然とした態度で指導するとともに、保護者の協力も得て、児童生徒の抱えている問題とその心に寄り添いながらいじめの非に気付かせ、いじめを受けた児童生徒への謝罪の気持ちをもてるよう指導する。

　　　ウ　教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下、的確な対応を図る。特に、保護者に対しては誠意ある対応に心がけ、責任をもって説明する。

（新潟県いじめ防止基本方針　第３　３（３）　）

**４　振り返り**

　　被害生徒を最優先にし、重大事態に発展しない初期対応のあり方についてまとめてください。

**５　発表と記録の保存**